

令和3年度町・県民税の賦課について

1. 賦課期日と納税義務者

- ① 令和3年1月1日現在本町に住所を有する個人で令和2年中に所得のあった者には均等割と所得割が課税されます。
- ② 令和3年1月1日現在本町に事務所、事業所又は家屋敷をもっている者で本町に住所を有しない者には、均等割が課税されます。

2. 非課税の範囲

次の人については課税されません。

- ア. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- イ. 障害者・未成年者および寡婦またはひとり親で前年中の所得金額が135万円以下であった者
- ウ. 前年中の所得金額が28万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、その金額に16万8,000円を加算した金額）…均等割非課税
- エ. 所得金額が35万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数に乘以て得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、その金額に32万円を加算した金額）以下の者…所得割非課税

3. 所得から差し引かれる金額

- ① 雑損控除 損失額－保険などで補てんされた金額－（総所得金額× $\frac{1}{10}$ ）
（災害関連支出については、別計算による。）
- ② 医療費控除 （支払った医療費－保険などで補てんされた金額）－（10万円と所得金額の5％とのいずれか少ないほうの金額）
※地方税法附則第4条の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）
- ③ 社会保険料控除 昨年中に支払った社会保険料の支払額
健康保険料、国民健康保険税、年金保険料、介護保険料など
- ④ 小規模企業共済等掛金控除 昨年中に支払った第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金の額
- ⑤ 生命保険料控除

（旧契約）平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づくもの

支払った生命保険料を一般生命保険料と個人年金保険料に区分して右記により求めた各々の金額の合計額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	～15,000円	全額
	15,001円～40,000円	(支払保険料)× $\frac{1}{2}$ +7,500円
	40,001円～70,000円	(支払保険料)× $\frac{1}{4}$ +17,500円
	70,001円～	35,000円

（新契約）平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づくもの

支払った生命保険料を一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料に区分して右記により求めた各々の金額の合計額（限度額70,000円）	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	～12,000円	全額
	12,001円～32,000円	(支払保険料)× $\frac{1}{2}$ +6,000円
	32,001円～56,000円	(支払保険料)× $\frac{1}{4}$ +14,000円
	56,001円～	28,000円

※旧契約と新契約の両方の保険料を支払っている場合で、その両方について控除の適用を受けるときは、それぞれ28,000円が摘要限度額となります。

- ⑥ 地震保険料控除 地震保険料の支払額× $\frac{1}{2}$ （最高25,000円）

【経過措置】

損害保険料控除の対象であった旧長期損害保険料の支払額がある場合には、⑥の地震保険料控除額は次のようになります。

- イ. 地震保険料等（地震保険料及び旧長期損害保険料）のすべてが地震保険料控除の対象となるものである場合…支払保険料の合計額の2分の1（最高25,000円）
- ロ. 地震保険料等のすべてが旧長期損害保険料である場合…支払保険料の5,000円までの部分の全額と5,000円を超える部分の金額の2分の1との合計額（最高10,000円）

ハ. 地震保険料等が地震保険料と旧長期損害保険料との両方である場合…イとロのそれぞれで計算した金額の合計額（最高25,000円）

- ⑦ 障害者控除 260,000円 特別障害者は300,000円、ただし、同居の特別障害者は530,000円
- ⑧ ひとり親控除 300,000円
- ⑨ 寡婦控除 260,000円
- ⑩ 勤労学生控除 260,000円
- ⑪ 配偶者控除 納税者本人の所得金額により控除額が異なるため以下の表より算出（70才以上は老人控除配偶者）
- ⑫ 配偶者特別控除 納税者本人の所得金額により控除額が異なるため以下の表より算出

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額		控除額	
	48万円超	95万円以下	33万円	22万円
	95万円超	100万円以下	33万円	22万円
	100万円超	105万円以下	31万円	21万円
	105万円超	110万円以下	26万円	18万円
	110万円超	115万円以下	21万円	14万円
	115万円超	120万円以下	16万円	11万円
	120万円超	125万円以下	11万円	8万円
	125万円超	130万円以下	6万円	4万円
	130万円超	133万円以下	3万円	2万円

- ⑬ 扶養控除 控除対象扶養親族1人につき330,000円、特定扶養親族1人につき450,000円、70才以上の扶養親族1人につき380,000円、ただし、同居老親等については1人につき450,000円
- ⑭ 基礎控除 合計所得金額が2,400万円以下の場合430,000円、2,400万円超2,450万円以下の場合290,000円、2,450万円超2,500万円以下の場合150,000円、2,500万円超の場合0円

◎ 税率

均等割		所得割	
町民税	県民税	町民税	県民税
3,500円	2,300円 (内800円は琵琶湖森林づくり県民税分)	課税標準額	課税標準額
		標準税率	標準税率
		一律	一律
		6%	4%

◎ 分離課税等の税率割合

区分		町民税	県民税
短期譲渡所得 ()は国・地方公共団体等に譲渡した場合		課税短期譲渡所得金額 ×5.4% (3%)	課税短期譲渡所得金額 ×3.6% (2%)
長期譲渡所得	一般の譲渡の場合	課税長期譲渡所得金額 ×3%	課税長期譲渡所得金額 ×2%
	優良住宅地等の譲渡の場合	課税長期譲渡所得金額 ×2.4%	課税長期譲渡所得金額 ×1.6%
	2,000万円超の場合	48万円+(課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×3%	32万円+(課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×2%
	居住用財産の譲渡の場合	課税長期譲渡所得金額 ×2.4%	課税長期譲渡所得金額 ×1.6%
	6,000万円超の場合	144万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×3%	96万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×2%
上場株式等に係る譲渡所得等		上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×3%	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×2%
未公開株式等に係る譲渡所得等		未公開株式等に係る課税譲渡所得等の金額×3%	未公開株式等に係る課税譲渡所得等の金額×2%
先物取引に係る雑所得等		先物取引に係る課税雑所得等の金額×3%	先物取引に係る課税雑所得等の金額×2%

◎ 税額控除

1. 調整控除

◇合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか小さい額の5%(町民税3%、県民税2%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

◇合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(市町村民税3%、道府県民税2%に相当する額)

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類			金 額	控除の種類		金 額		
障 害 者 控 除	普 通	1万円	納税者本人の 所得金額		900万円以下	900万円超	950万円超	
	特 別	10万円				950万円以下	1,000万円以下	
	同居特別	22万円	配偶者 控 除	一 般	5万円	4万円	2万円	
ひとり 親 控 除	父	1万円	特 別 配 偶 者 控 除	老 人	10万円	6万円	3万円	
	母	5万円		48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円	
寡 婦 控 除		1万円	勤 労 学 生 控 除	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円	
勤 労 学 生 控 除		1万円		納税者本人の 所得金額	2,400万円 以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	
扶 養 控 除	一 般	5万円			基 礎 控 除	5万円	3万円	1万円
	特 定	18万円						
	老 人	10万円						
同居老親等		13万円						

◇合計課税所得金額が2,500万円超の者 適用外

2. 配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
		配当所得金額の		配当所得金額の	
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

3. 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額			
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)			
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)			
市町村民税	3 / 5	道府県民税	2 / 5

4. 外国税額控除

所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれないときは、まず、県民税の所得割から一定の金額(県民税控除限度額)を限度として控除し、さらに控除しきれない額があるときは、次に町民税の額から一定の金額(町民税控除限度額)を限度として控除します。

外国税額控除	A × 18% = 町民税控除限度額
	A × 12% = 県民税控除限度額

その年分の所得税の額 × $\frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$ = A

※ Aは所得税の控除限度額

5. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	町民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3 / 5	2 / 5

6. 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の町民税は6%、県民税は4%に相当する金額	
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金	
2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金	
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は町の条例で定めるもの	
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの	
ただし1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、町民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合